

サービスの内容に関する掲示

項 目	内 容															
施設名	みらい園															
所在地	福岡県福岡市東区千早1丁目6-10															
設置者の氏名・名称	株式会社 POSITIVE GREEN 代表取締役 柴田 謙一															
管理者の氏名	施設長 岩本 美佳															
建物設備の規模及び構造	木造 2階建 1階部分 乳児室 (1室) 13.24㎡ 保育室 (1室) 26.48㎡ 調理室 13.24㎡ 乳児用トイレ 6.62㎡ 遊戯スペース 29.81㎡ 総延べ面積 109.3㎡															
事業開始年月日	平成30年4月1日															
開所時間	月曜日～土曜日 8:00 ～ 19:00 までの11時間開所 (延長時間帯～20:00 までの延長保育についてはご相談ください)															
サービスの内容・利用料	<p>○月極保育料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">年齢区分</th> <th>従業員枠 保育料</th> <th>共同利用枠 保育料</th> <th>地域枠 保育料</th> <th>無償化対象者 保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>37,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>37,100円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○一時預かり 5時間30分までのご利用 1,000円 5時間30分を超えるご利用 2,000円</p> <p>※一時預かりの可否については余裕活用形にて行っているため、当日の状況により異なります。</p> <p>○延長保育料金 600円/回</p>	年齢区分	従業員枠 保育料	共同利用枠 保育料	地域枠 保育料	無償化対象者 保育料	1・2歳児	10,000円	10,000円	37,000円	0円	0歳児	10,000円	10,000円	37,100円	0円
年齢区分	従業員枠 保育料	共同利用枠 保育料	地域枠 保育料	無償化対象者 保育料												
1・2歳児	10,000円	10,000円	37,000円	0円												
0歳児	10,000円	10,000円	37,100円	0円												
入所定員	0～2歳… 最大9名 受入可能枠内訳 従業員枠 : 1～9名 ※従業員枠は最低1名以上とする 共同利用枠 : 1～8名 地域枠 : 0～4名															
職員の配置数	施設長1名、保育士6名、調理員1名 事務員1名 ※ 保育士は、児童数に応じて変動する場合があります。															

<p>契約している保険の種類、保険事故及び保険金額の内容</p>	<p>●賠償責任保険 対人・対物賠償 100,000千円 支払限度額 100,000千円 免責金額 10千円</p> <p>●独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度</p> <table border="1" data-bbox="438 398 1492 1171"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>災害の範囲</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負傷</td> <td>その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの</td> <td>医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>疾病</td> <td>その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒等による中毒 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病による疾病 ・ガス ・熱中症 ・溺水 による疾病 ・負傷による疾病</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）</td> <td>障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡</td> <td>学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡</td> <td>死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕</td> </tr> <tr> <td>突然死 運動などの行為に起因する突然死</td> <td>死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕</td> </tr> <tr> <td>突然死 運動などの行為と関連のない突然死</td> <td></td> <td>死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	災害の範囲	給付金額	負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒等による中毒 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病による疾病 ・ガス ・熱中症 ・溺水 による疾病 ・負傷による疾病		障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕	死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕	突然死 運動などの行為と関連のない突然死		死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕
災害の種類	災害の範囲	給付金額																			
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額																			
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒等による中毒 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病による疾病 ・ガス ・熱中症 ・溺水 による疾病 ・負傷による疾病																				
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕																			
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕																			
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕																			
突然死 運動などの行為と関連のない突然死		死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕																			
<p>提携している医療機関の名称、所在地、提携内容</p>	<p>◇医療機関名 池田小児科内科クリニック ◇所在地 〒813-0043 福岡市東区名島2丁目22-10 TEL 092-681-0017 ◇提携内容 月極のお子さまに対しては、年2回の定期健康診断を実施。また、感染症等の指導・助言等をお願いしています。</p> <p>◇医療機関名 徳丸歯科医院 ◇所在地 〒813-0043 福岡市東区千早1丁目4-22 TEL 092-672-8686 ◇提携内容 月極のお子さまに対しては、年1回の定期歯科診断を実施</p>																				
<p>緊急時における関係機関の連絡先、保護者との連絡方法</p>	<p>万が一お子さまがけがをした場合は、ご提出いただいた「緊急連絡先」にご連絡させていただき、必要な処置を行います。なお、連絡が取れない場合は、お子さまの安全を最優先させ、当施設が責任を持って、しかるべき対処をさせていただきます。</p> <p>◇緊急時の連絡先 警察署：名島交番 092-681-6283 ：東警察署 092-643-0110 消防署：東消防署 092-683-0119 福岡市子育て支援部指導監査課 092-711-4596 東区 保健福祉センター 子育て支援課家庭児童相談室 092-645-1072</p>																				

<p>非常災害時の関係機関の連絡先、保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所及び避難方法</p>	<p>避難消火等の訓練を、毎月1回実施し、日頃より職員間で連携をとりながら、お子さまの安全の確保に努めています。 災害警報発令時には、以下へ避難します。 ◇避難場所：千早公園 ◇避難所：千早西小学校 ※緊急時の連絡表により保護者に連絡する。 ※毎月1回、避難・消火訓練を実施 ※乳児については個別に、他の児童はベビーカーにて移動。</p> <p>万が一お子さまがけがをした場合は、ご提出いただいた「緊急連絡先」にご連絡させていただき、必要な処置を行います。なお、連絡が取れない場合は、お子さまの安全を最優先させ、当施設が責任を持って、しかるべき対処をさせていただきます。</p> <p>名島交番 092-681-6283 東警察署 092-643-0110 東消防署 092-683-0119 福岡市子育て支援部指導監査課 092-711-4262 東区 保健福祉センター 子育て支援課家庭児童相談室 092-645-1072</p>
<p>虐待の防止に関する研修の実施状況、独自マニュアルの作成状況</p>	<p>◇虐待防止に関するマニュアルを作成し、研修等を行いながら、お子さまの人権の擁護及び虐待の防止に取り組んでいます。 ※虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年間研修のうち1回以上）</p> <p>◇児童虐待の防止等に関する法律第5条に基づき、児童虐待の早期発見に努め、疑いがあった場合は通告することとなっています。</p> <p>連絡先 福岡県運営適正化委員会 092-915-3511 福岡市こどもみらい局子育て支援部指導監査課 092-711-4262 福岡県福岡児童相談所 092-586-0023 東区 保健福祉センター 子育て支援課家庭児童相談室 092-645-1072</p>
<p>設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別</p>	<p>無し</p>
<p>設置届け先</p>	<p>当施設は、児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき、福岡市への設置届出を義務付けられた施設です。</p> <p>◇設置届出先 福岡市（子育て支援部保育支援課） TEL 092-711-4596</p>